

米国家上の契約違反のコモンロー及び衡平法上の救済手段
～概要及び法概念の整理、英文契約条項例と一緒に～

山本志織¹

<I. 前置き>

- ・米国家における、コモンロー (Common Law) と衡平法 (Equity) 英米契約法上、契約違反の救済手段としては、コモンロー上の金銭賠償が原則 衡平法上の救済手段は、コモンロー上の金銭賠償が救済手段として不十分 (Inadequate) な場合に認められる (特定履行 (Specific Performance) や差止請求 (Injunction) 等)
- ・日米における契約の相違—日本法では、契約とは「相対立する二個以上の意思表示の合致、すなわち合意によって成立する法律行為」とされるのに対し、英米法では、契約とは「法が違反について救済を与え、又は義務を認める、約束又は約束の一式」
- ・米国家における「合意」と「契約」の区別＝「契約」は法的執行可能性 (Legal Enforceability)、
「約束」が「契約」に昇華するには
- ・「約因 (Consideration)」 契約法第一次リステイトメント (1932年成立) の起草者だったウィリストン (Samuel Williston) の構築した古典的契約法理論に基づく交換取引 (バーゲン) 理論 「約因のバーゲン理論」＝約束がそれに対する約因との間に動機のない誘因的な相互関係を持ち、交換的取引となる場合のみ、法的拘束力を有する約束すなわち契約となる
- ・契約違反の救済は、当事者を「填補 (Compensate)」することにより当事者の契約上の「期待 (Expectation)」を保護し、当事者を契約が履行されていれば置かれていたであろう地位に置くというのが基本的考え方 (後述)

*米国家契約法における約束の法的拘束力の根拠に関する議論

①Charles Fried 「Contract as Promise」(1981) —旧来からの理論である、「意思理論 (Will Theory)」ないし「約束理論 (Promise Theory)」、

意思 (Will)、約束に対する信頼 (Trust) が必要、約束は社会慣行 (Convention) として行われているという共通の認識、契約の法的拘束力の根拠は道徳的拘束力 (Morals)

*約束理論への批判—当事者の意思が表示と異なる場合に客観的意思内容で契約成立、約因と相容れない、非良心性、黙示の意思の推認、など

*大陸法の意思理論と英米法の意思理論の相違

②Atiyah 「信頼理論 (Reliance Theory)」

利得や信頼、不法行為法や不当利得法を責任の性質とみる (→契約法と責任の性質を異にする)、Grant Gilmore 「契約の死 (Death of Contract)」(契約法は不法行為法に飲み込まれて

¹ 弁護士法人瓜生糸賀法律事務所 パラリーガル yamamoto.shiori@uryuitoga.com

日本翻訳者協会法律翻訳分科会 (JATLAW) 運営委員会委員

東京大学大学院法学政治学研究科修了 (法学修士、英米法専攻)、米国家テンプル大学ロースクール修了 (LLM)

いつている)

* 信託理論に対する批判—履行利益（期待利益）の賠償を認めない

③法と経済学（Law and Economics）「効率性理論（Efficiency Theory）」、

④「交換取引理論（Bargain Theory）」、

⑤Ian Macneil「関係的契約理論（Relational Theory）」、

⑥「同意理論（Consent Theory）」等

<II. コモンロー上の救済手段 ～金銭賠償の原則～>

1. はじめに

①契約違反の損害賠償の「履行利益（Expectation Damages）」「信託利益（Reliance Damages）」「原状回復利益（Restitutory Damages）」の 3 区分—Fuller and Perdue 論文(1936)、期待（Expectation）・信託（Reliance）・不当利得（Unjust Enrichment）返還というそれぞれ異なる保護要請

・「履行利益」の原則—契約違反の救済は、当事者を「填補（Compensate）」することにより当事者の契約上の「期待（Expectation）」を保護し、当事者を契約が履行されていれば置かれていたであろう地位（履行利益の考え方）に置く

・第一次契約リステイトメントでは、チーフ・リポーターの Williston の主張を元に 75 条に「約因」の規定がなされ、「約因のバーゲン理論」の古典的契約法理論が完成したが、第二次契約法リステイトメントでは、Corbin（リーガル・リアリズム）の主張を元に 90 条で「約束的禁反言」の規定が導入された。

②損害の法概念 「通常損害（General Damages）」「特別損害（Special Damages）」

③「直接損害（Direct Damages）」「間接損害（Indirect Damages）」

うち、「間接損害」「派生損害」「付随損害」「逸失利益」→責任制限条項

④特殊な損害 「名目的損害（Nominal Damages）」「懲罰的損害（Punitive Damages）」がある。

2. 履行利益（Expectation Damages）・信託利益（Reliance Damages）・原状回復利益（Restitutory Damages）の、損害賠償の 3 区分

履行利益（期待利益）	信託利益	原状回復利益
受約者の期待（Expectation）の保護	受約者の信託（Reliance）の保護	約束の不履行による不当利得（Unjust Enrichment）・利得（Gains）の防止・剥奪
契約が履行されていれば受約者が置かれていたであろう地位に受約者を置く	契約が締結されていなければ受約者が置かれていたであろう地位に受約者を置く	受約者が相手方に与えた利益を自己の元に回復する
「約束」を基礎とする責任	「信託」を基礎とする責任	「利得」を基礎とする責任
自由国家的価値（選択の自由）	福祉国家的価値（契約違反から生じた不平等の是正）	

A. 「履行利益 (Expectation Damages)」

- ・ コモンロー上の金銭賠償の原則 第一次的に履行利益の付与 期待の保護
- ・ 履行利益を保護すべき根拠：

第一に、「約因」の意義や市場経済等の経済的側面を重視する考え方

第二に、「意思」「道徳 (Moral)」を重視する考え方

Fried 「約束」「交換取引」に対する「期待」→履行利益と連結

- ・ 履行利益の制限—予見可能性、損害軽減義務、確実性
- ・ 履行利益は、契約が履行されていた場合に当事者(原告)が取得したであろう金額から、当事者(原告)が実際に取得した金額を差し引いた差額 買主の履行利益は、引渡し時の市場価格から、契約価格を差し引いた差額となることがある (UCC2-713条参照)

■物品売買契約の例

(1) 売主が物品を引き渡さず、又は買主が正当に拒絶した場合において、買主が回復可能な救済(損害)：

- ・ 市場価格又は代替品購入(カバー)価格と契約価格との差額であり(引渡し日の市場価格又は代替品購入価格から契約価格を差し引く)、これに付随損害と派生損害が加算され、売主による違反により回避できた費用が控除される (UCC2-711(1)、2-713(1)参照)
- ・ Losing Contract (自己に不利益な契約)

売主

(違反)

市場価格・代替品購入価格 — 契約価格

買主

(損害発生)

(2) 買主が物品を受領しなかったり、不当に拒絶したりした場合において、売主が回復可能な救済(損害)：

- ・ 市場価格又は再販(転売)価格と契約価格との差額であり(契約価格から引渡し日の市場価格又は再販(転売)価格を差し引く)、これに付随損害が加算され、支出を回避できた費用が控除される (UCC2-703、2-706(1)参照)
- ・ 上記が売主を違反がなかったならば置かれていた地位に置くのに不適切な場合には、Lost Profits 回復可能 (UCC2-708(2))

売主

(損害発生)

契約価格 — 市場価格・再販(転売)価格

買主

(違反)

B. 「信頼利益 (Reliance Damages)」

・ 「約束」による当事者「期待」ではなく、当事者により引き起こされた「信頼」の保護意思理論 (Will Theory) のように約束者・表意者の「意思」からではなく、受約者からの「信頼」という基礎付け

・ 信頼利益の代表である現実支出費用は、確実性要件を充足、証明が容易 履行利益が Speculative であって確実性要件を充足せず、救済手段として履行利益を付与することができない場合には、信頼利益を付与することができることは、大きな意味

- ・ 約束的禁反言、信頼利益

C. 「原状回復利益 (Restitutionary Damages)」

- ・原告が被告の約束を信頼して被告に価値を提供したが多いため、信頼 (Reliance) 保護の趣旨も一部含まれる。意思理論におけるように「意思」に基礎を置くというよりも、「利得」あるいは「信頼」により基礎付けられる
- ・準契約 (Quasi-Contract) に基づく不当利得 (Unjust Enrichment) の返還 典型的には、錯誤、詐欺、強迫、重大な契約違反、強制執行不能な契約であって当事者に不当利得がある場合
- ・「引渡し日の市場価格マイナス契約価格」で計算される履行利益がマイナスになる状況における、いわゆる Losing contract (自己に不利益な契約) の場合には、履行利益は付与できないので、損害として原状回復利益を認めることが意義を有する
- ・填補賠償と原状回復利益の多額のほうのみ

3. 填補賠償 (Compensatory Damages) の考え方

- ・自己の身体・財産・経済的利益に被った損失 (Loss, Injury) を金銭的に「填補 (Compensate)」するために付与される救済の考え方、第一次的な形態としては「履行利益 (Expectation Damages)」、基本的には、履行利益等の「実際損害 (Actual Damages)」を補填する救済をいうことも多いが、付随損害・派生損害・逸失利益等の、予見可能ないわゆる特別損害に該当する救済を含むことも
- ・履行利益・信頼利益・原状回復利益 (損害賠償の3区分) の損害の法概念は、それぞれ填補賠償とも重なり合う
- ・「(i)標準的な損害である履行利益 (Expectation Damages)、又は履行利益が Speculative であって計算困難な場合には、信頼利益 (Reliance Damages)」に、「(ii)付随損害 (Incidental Damages)」と、「(iii)派生損害 (Consequential Damages)」を加算し、「(iv)損害軽減義務 (Duty of mitigation of damages) を履行したならば回避可能であった損害 (Avoidable Damages)」を控除した金額 (Cf. 契約法の第二次リステイトメント第347条(「(a)相手方当事者の不履行による当事者の価値の損失」+「(b)付随損害及び派生損害を含む他の損害」-「(c)履行しなくて済んだことにより回避したコスト」)、Cf. 売主の損害 UCC2-708条、買主の損害 UCC2-713条参照)
- ・要件：(i)因果関係 (Causation)、(ii)予見可能性 (Foreseeability)、(iii)確実性 (Certainty)、(iv)損害軽減義務 (Duty of mitigation of damages)

4. 損害の法概念

A. 通常損害 (General Damages) ・ 特別損害 (Special Damages) に該当する損害の法概念

(1) 通常損害 (General Damages) に該当する損害の法概念

契約違反による自然かつ Probable な結果として発生する損害

a. 「実際損害 (Actual Damages)」

実際に被った損害 (実損害)

b. 「直接損害 (Direct Damages)」

「直接損害 (Direct Damages)」 「間接損害 (Indirect Damages)」: 違反の事由から直接発生した損害なのか、違反の事由から直接的にはなく間接的に発生した損害であるのかというベクトルに基づく、区分の対立する損害の法概念

(2) 特別損害 (Special Damages) に該当する損害の法概念

「特別損害 (Special Damages)」 「間接損害 (Indirect Damages)」 「派生損害 (Consequential Damages)」 「付随損害 (Incidental Damages)」 「逸失利益 (Lost Profits)」 概念としては類似・重複、直接損害と特別損害・派生損害の意味の理解

・逸失利益が通常損害又は特別損害(派生損害等)であるかという点に関連して、逸失利益は派生損害に含まれるかという視点から論じられることが多いため、本稿では便宜上「特別損害」の項目に含めるが、後述するように、そもそも「通常損害」であると考えられる可能性もある。

a. はじめに—「特別損害」(Special Damages) の基本

直接損害、付随損害、派生損害、填補賠償を含む場合 逸失利益 (Lost Profits) が含まれるか否か問題となる

特別損害の基本事例

Hadley v. Baxendale という英国の判決 (1854 年) では、製粉工場経営者 X のシャフトが折れ工場操業が停止し、運送業者 Y に新しいシャフトの運送を依頼したが配達が遅れた場合に、配達遅延による工場操業停止の損害発生のおそれがあるといった特別な事情を X が Y に知らせず Y もこれを知らなかった本件において、当該特別な事情は契約締結時に予見不能であったとして、逸失利益 (Lost profits) を損害として認めなかった。この判決は、特別な事情に基づく回復可能な損害を契約締結時に予見可能であった損害 (= Consequential Damages) に限定した点で意義を有する。

現行民法 416 条 2 項「特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。」、改正民法 416 条 2 項「特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者はその賠償を請求することができる。」

b. 「間接損害 (Indirect Damages)」

違反の事由から直接的にはなく間接的に発生した損害

c. 「派生損害 (Consequential Damages)」

- ・当事者の違反等の事由から派生的に発生した、当事者の特別な事情による損害であつて、契約締結時に当事者が予見可能であったもの Hadley v. Baxendale
- ・予見可能性 (Foreseeability)、確実性 (Certainty)、損害軽減義務 (Duty of mitigation of damages) の各要件
- ・日本法の考え方では、契約締結時ではなく、契約違反時の予見可能性を問題

d. 「付随損害 (Incidental Damages)」

- ・物品売買取引においては、買主にとって、検査・運送・保管・受領・代替品調達(カバー)等に要する費用 売主にとって、運送・保管・返還・再販(転売)等に要する費用
- ・合理的な予見可能性

e. 「逸失利益 (Lost Profits)」

・売主が売買契約の目的物を引き渡さず、買主が売買の目的物をより高値で転売した場合における転売価格と契約価格の差額(転売利益)や、買主が目的物を他の取引において使用する目的を有していたが、売主が目的物を引き渡さず、当該他の取引で取得できたはずの利益を取得することができなかった場合(又はコストが増加した場合)等、さまざま。能力の上限(Full Capacity)で稼働している当事者が約束を信頼して他の取引を行う機会を逸した場合等の機会費用(Opportunity Cost)は、一般的に信頼利益(Reliance Damages)とされることが多い。

・通常損害、直接損害、付随損害、派生損害といった種類の損害概念に含まれるのか否か、問題 損害賠償の3区分との関係でいえば、逸失利益(得べかりし利益)(や場合により派生損害も)は、当事者の予見可能な期待を保護する履行利益に含まれると考えられることも多い

・Speculativeなため、確実性要件を充足するか否か、予見可能性(Foreseeability)や因果関係(Causation)の各要件

■責任制限条項との関係

逸失利益は通常損害又は特別損害(派生損害)のいずれであるか問題となることも

・米国ニューヨーク州の州最高裁判所の判決 *Biotronik v. Conor Medsystems Ireland* 判決 B社・C社間の独占的販売店契約、リコール、販売店B社からの逸失利益(転売して得られたであろう利益)の請求、B社のC社に対する支払対価がB社の転売価格をベースに決定されていたという事情あり。裁判所は、逸失利益が通常損害又は派生損害のいずれに該当するかに関する画一的なルールを拒絶し、具体的な取引・契約を精査して判断しなければならないとした 本件では転売利益である逸失利益が違反事由の自然かつ Probable な結果であるとして通常損害に該当するとした

・英国の判決においても、具体的な損害の類型は画一的に決まるのではなく取引・契約の性質を精査する必要がある 1949年の *Victoria Laundry Ltd v Newman Industries Ltd* 判決や2011年の *McCain Foods (GB) Ltd v Eco-Tec (Europe) Ltd* 判決において、逸失利益は一定程度、通常損害に含まれることがある旨示されている。

→Consequential Damagesのみならず、別途、Lost Profitsを救済可能な救済から排除することを明記すべきことを意味する。

○Lost Volume Seller の事例

売主が供給可能な物品が限定されておらず、契約違反した買主が履行したとすれば売主が買主に販売可能であったはずの物品に加えて他の物品も販売できたであろう状況

B. 特殊な損害—名目的損害 (Nominal Damages)・懲罰的損害 (Punitive Damages)

(1) 「名目的損害 (Nominal Damages)」

- ・実際損害がない場合であっても、原告が勝訴したことを認めるために付与 不法行為の場合も契約違反の場合も認められる 英国法でも認められている
- ・米国法では弁護士費用は各自が負担するのが原則だが、制定法等により、原告が勝訴した場合に被告が原告の弁護士費用を負担する場合もあり、そのような場合には原告勝訴を認定したことが意味 英国では原則が異なり、弁護士費用敗訴者負担制度が採用

(2) 「懲罰的損害 (Punitive Damages)」

- ・懲罰的賠償は契約違反の救済手段ではなく、不法行為の救済手段
当事者を「填補 (Compensate)」するのではなく、当事者を「懲罰 (Punish)」するため、また当事者の悪質な行為を「抑止 (Deter)」するため
- ・法と経済学 (Law and Economics) から—損害賠償法によって企業の防災活動が最適化され、結果として社会的厚生が最大化 環境リスク・製造物責任リスクなど、加害者である企業が実際に損害を起こしているにもかかわらず、損害賠償金を支払わない確率が大きいリスクについては、企業の防災活動は過度に不活発になり、社会的厚生は最大化されない そのような場合の企業の注意水準を最適化する手法として、英米法において採用されている懲罰的損害賠償が位置づけられている

・意図的な不実表示 (Intentional Misrepresentation) であつたり、詐欺的 (Fraudulent、Deceitful) なほどに悪質 (Malicious) であつたりして、不法行為に該当する場合には、懲罰的賠償が認められる可能性

例：契約違反を誘引する行為 (Inducement of Breach of Contract) という不法行為

Texaco v. Pennzoil 事案—多額の懲罰的賠償を付与するテキサス州の州裁判所の陪審評決は1985年(填補賠償として75.3億ドル、懲罰的賠償として30億ドル)(そもそも Pennzoil と Getty との間には、第三者である Texaco にその違反を誘引された、法的拘束力(法的執行可能性)のある「契約」が締結されていたのか否か?)

*Pennzoil が Getty を買収する可能性について規定した、Tentative/preliminary agreement (最終契約ではなかった)である「Memorandum of Agreement」が両者間で作成された。Memorandum of Agreement は全当事者間で署名されたが、Getty の取締役会の承認を得なければ期間満了する、ともなっており、取締役会は承認していない。他方、Memorandum of Agreement の条件に基づく取引に関するプレスリリースが発布された。

【事案の概要】1984年に Pennzoil は Getty Oil を買収する最終的ではない契約を締結した。Texaco は取引が最終化されていないと考え、Getty を買収することを試みた。

Pennzoil は、まず、Getty と Texaco の間の取引(合併)を止めようとして、デラウェア州の衡平法裁判所で、Getty と Texaco を提訴した。デラウェア州の衡平法裁判所は、この Pennzoil の請求を認めなかった。

次に Pennzoil は、Texaco が Pennzoil と Getty 間の契約違反を誘引する不法行為を行ったとして、Texaco をテキサス州の州地方裁判所で提訴した。Texaco は敗訴するとは思わず、Pennzoil の主張した金額に対し強く反論しなかった。陪審は Pennzoil に75.3億ドルの填補賠償と30億ドルの懲罰的賠償という非常に高額な損害賠償額を認める評決を下した。テキ

サス州法に基づき、Texaco がこの非常に高額な金額及び利息・コストをカバーする保証金を付託しない限り、Pennzoil はテキサス州における Texaco の全財産に対しリーエンを確保することができた。

Pennzoil がリーエンを確保することができる前に、Texaco は、テキサス州の手続きが Texaco の憲法上の権利を侵害するとして、ニューヨーク州の連邦地方裁判所に提訴した。ニューヨーク州の連邦地方裁判所は Texaco の主張を認め、第二巡回区(連邦控訴裁判所)は、ニューヨーク州の連邦地方裁判所の判断を Affirm した。Pennzoil は連邦最高裁判所に上訴した。連邦最高裁判所は、Federalism の観点から、ニューヨーク州の連邦裁判所はテキサス州の州裁判所の判断に介入することから Abstain すべきであったとして、第二巡回区の判断を Reverse した。

また、Texaco はテキサス州の州地方裁判所の判断について、テキサス州の州控訴裁判所にも控訴した。テキサス州の州控訴裁判所は陪審評決を Uphold したが、テキサス州の州地方裁判所が損害賠償額を減額(Remittitur)しなかったことによって Abuse of discretion したと判断し、Pennzoil が 20 億ドルの Remittitur を支払った場合には、テキサス州の州地方裁判所の陪審評決が維持されるとした(Pennzoil が Remittitur を支払ったとしても、懲罰的賠償は 10 億ドル、填補賠償は 75.3 億ドルの、Pennzoil の勝利であった)。テキサス州の州最高裁判所は、Texaco からの事案の Rehearing の要求を拒否した。そのため、Texaco にとって、残る Legal Recourse としては、連邦最高裁判所のみ道が残されたが、連邦最高裁判所は、すでに第二巡回区の判断を Reverse していたように、Texaco にとって好意的に判断するようには思われなかった。このテキサス州の州最高裁判所の Ruling の数日後、Texaco は破産を申し立てた。その後、Texaco と Pennzoil は 30 億ドルで和解することに合意した。

・懲罰的賠償は日本法では認められていない 最判平成9年7月11日の萬世工業事件判決 日本¹の不法行為に基づく損害賠償制度は、補填を目的とし、制裁や抑止を目的としないことを理由に、カリフォルニア州で下された懲罰的損害賠償の部分に関する判決の承認・執行について、日本における公序に反することを理由として、これを拒否

***【萬世工業事件判決】**「カリフォルニア州民法典の定める懲罰的損害賠償…の制度は、悪性の強い行為をした加害者に対し、実際に生じた損害の賠償に加えて、さらに賠償金の支払を命ずることにより、加害者に制裁を加え、かつ、将来における同様の行為を抑止しようとするものであることが明らかであって、その目的からすると、むしろ我が国における罰金等の刑罰とほぼ同様の意義を有するものといえることができる。これに対し、我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり…、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない。

…我が国においては、加害者に対して制裁を科し、将来の同様の行為を抑止することは、刑事上又は行政上の制裁にゆだねられているのである。そうしてみると、不法行為の当事者間において、被害者が加害者から、実際に生じた損害の賠償に加えて、制裁及び一般予防を目的とする賠償金の支払を受け得るとすることは、右に見た我が国における不法行為に基づく損害賠償制度の基本原則ないし基本理念と相いれないものであると認められる。…したがって、本件外国判決のうち、補償的損害賠償及び訴訟費用に加えて、見せしめと制裁のために被上告会社に対し懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分は、我が国の公の秩序に反するから、その効力を有しないものとしなければならない。」

5. 英文契約条項の例

○責任制限条項 (Limitation of Liability)

TO THE EXTENT PERMITTED BY LAW, IN NO EVENT SHALL THE COMPANY OR ANY OF ITS OFFICERS, DIRECTORS, AGENTS OR EMPLOYEES BE LIABLE UNDER OR IN CONNECTION WITH THIS AGREEMENT FOR ANY (A) LOSS OF PROFIT OR (B) OTHER INDIRECT DAMAGE, INCLUDING WITHOUT LIMITATION, INCIDENTAL, CONSEQUENTIAL, SPECIAL, EXEMPLARY, PUNITIVE OR OTHER INDIRECT DAMAGES OF ANY NATURE, FOR ANY REASON, INCLUDING WITHOUT LIMITATION THE BREACH OF THIS AGREEMENT, AND ANY EXPIRATION OR TERMINATION OF THIS AGREEMENT, WHETHER SUCH LIABILITY IS ASSERTED ON THE BASIS OF CONTRACT, TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR STRICT LIABILITY) OR OTHERWISE, EVEN IF THE COMPANY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

IN NO EVENT SHALL THE COMPANY'S (AND ITS OFFICERS', DIRECTORS', AGENTS' AND EMPLOYEES') TOTAL LIABILITY FOR ANY AND ALL CLAIM(S) ARISING OUT OF THIS AGREEMENT EXCEED THE HIGHER OF (A) USD [] or (B) AN AMOUNT EQUAL TO THE TOTAL PAYMENTS MADE BY [YYY] TO THE COMPANY UNDER THIS AGREEMENT.

○ライセンス契約における免責条項 (Disclaimer)

THE LICENSED MARKS ARE BEING LICENSED HEREIN AS-IS AND LICENSOR EXPRESSLY DISCLAIMS ALL WARRANTIES, EXPRESS OR IMPLIED, IN RELATION TO SUCH MARKS, INCLUDING ANY WARRANTY OF NON-INFRINGEMENT. IN NO EVENT SHALL LICENSOR OR ITS AFFILIATES, CONTRACTORS, AGENTS, OR EMPLOYEES, BE LIABLE FOR ANY INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES INCURRED BY LICENSEE OR ANY THIRD PARTY RESULTING FROM LICENSEE'S USE OF THE LICENSED MARKS, OR EXERCISE OF THE LICENSE GRANTED HEREIN.

<III. 衡平法上の救済手段 (Equitable Remedies) >

1. はじめに

・英米契約法上の救済手段は原則としてコモンロー上の損害賠償(金銭賠償)であり、損害賠償が救済手段として不十分(Inadequate)な場合にのみ、衡平法上の救済手段(Equitable Remedies)が付与されるかが問題

・従わない場合には裁判所侮辱罪 (Contempt of court) で罰金 (Fine) や拘留 (Jail) の制裁→強制執行可能性 (Enforceability)

・英米法上の救済手段は金銭賠償が原則とされ、当事者を契約が履行されていれば置かれていた地位に置く履行利益が当事者の期待を保護する大原則の救済とされているが、特定履行 (や差止め) は、まさに、物理的にも当事者を契約違反がなかったならば受けていた履行 (Performance) を実現するという意味 この問題意識からは、当事者の損害を填補 (Compensate) するということは、原告が本来一次的に有する契約履行 (Performance of contract) に対する権利から、二次的・副次的に発生する金銭的損失を手当てする救済手段にすぎない

2. 差止めの救済手段 (Injunctive Relief)

・一定の行為を行い (Mandatory) 又は一定の行為を行わないよう (Prohibitive)、被告に命令。秘密保持契約や、雇用契約上の競業禁止条項 (Non-compete clause)、特許侵害者・競争者に対して主張

A. 一方的緊急差止命令 (Temporary Restraining Order)

・暫定的差止命令 (Preliminary Injunction) の発令に先立ち、現状を維持するために発令される短期間の命令 (一般的に 10 日程度) 即時の措置が必要な場合で、一方の請求により認められる。

・要件：(i)原告が命令なしには回復不能な損害 (Irreparable harm) を被ること、(ii)命令を受けられない原告の Hardship (不利益) が、命令を受ける被告の Hardship を上回ること (Balancing Test)、(iii)原告が本案勝訴 (Prevail on the merits) する可能性が高いこと

B. 暫定的差止命令 (Preliminary Injunction)

・本案判決 (Judgment on the merits) に先立ち、現状を維持するために発令される命令 暫定的差止命令には、相手方への通知と聴聞が必要 差止が付与されるべきではなかったと裁判所が判断した場合のために、裁判所は原告に保証金要件 (Bond Requirement) (被告が被った損害を支払う旨の保証金要件) を賦課することができる。要件は一方的緊急差止命令と同じ

C. 終局的差止命令 (Permanent Injunction)

・本案判決の後に、恒久的な協力を義務づけるために発令される命令 相手方への通知と聴聞が必要

・要件 (i)コモンロー上の救済手段が不十分 (Inadequate) であること、(ii)実行可能性 (Feasibility) があること、(iii)命令を受けられない原告の Hardship (不利益) が、命令を受ける被告の Hardship を上回ること (Balancing Test)、(iv)抗弁が認められないこと

3. 特定履行 (Specific Performance)

・例えば、売主が土地や骨董品等の他に代えがたい売買対象物を引き渡さない場合には、コモンロー上の金銭賠償は救済手段として不十分 (Inadequate) であるとして、売買対象

物を引き渡したり、土地の所有権を移転したりするよう、特定履行を求める

・コモンロー上の金銭賠償の履行利益 (Expectation Damages) は、当事者の契約に対する期待 (Expectation) を保護し、契約が履行されていれば当事者が置かれていたであろう地位に当事者を置くという考え方に基づく損害 (救済) であるが、衡平法上の特定履行 (Specific Performance) も、契約が履行されていれば当事者が置かれていたであろう地位に当事者を置くことにより、約束が創設した、当事者の期待 (Expectation) の価値を実現しようとする考え方に基づく点において、履行利益と特定履行は、保護要請が類似する。

・特定履行を求める原告が立証する必要がある事項は、(i)明確な内容 (Definite and certain terms) を有する有効な契約であること (裁判所が当事者に命ずる特定履行の内容が契約上明確であることをいう。)、(ii)契約上の条件が充足されていること、(iii)コモンロー上の救済手段が不十分 (Inadequate) であること (土地・骨董品等、契約の対象物が他に代えがたい対象物であり、コモンロー上の金銭賠償では十分な救済手段とはならない場合等。)、(iv)実行可能性 (Feasibility) があること (雇用契約や建設契約等、個人的役務提供契約の場合には、隷属的・強制的な労働になるとして Feasibility がないとされることが多い。)、(v) 抗弁が認められないことの5つである。

4. 英文契約条項の例

救済手段条項 (Remedies Clause)

Both Parties acknowledge that the extent of damages in an event of the breach of any provision of this Agreement would be difficult or impossible to ascertain, and that there will be no adequate remedy available at law in the event of any such breach. Therefore, each Party agrees that in the event it breaches any provision of this Agreement, the other Party will be entitled to seek specific performance and injunctive or other equitable relief, in addition to any other relief to which they may be entitled to at law or in equity. Any such relief shall be in addition to and not in lieu of any appropriate relief in the way of monetary damages.

<IV. 他のコモンロー上・衡平法上の救済手段>

例えば、他のコモンロー上の救済手段 (Legal remedies) としては、Replevin (動産の回復)、Ejectment (不動産からの立ち退き) 等がある。他の衡平法上の救済手段 (Equitable remedies) としては、Rescission (契約の取り消し)、Reformation (契約の改定)、Constructive trust (擬制信託)、Equitable lien (債務がある場合に当該債務に対して先取特権があると考えられる救済手段) 等。詳細は割愛。

<V. 結語>

米国法における契約違反の救済手段の考え方の基本は、当事者の「約束 (Promise)」「意思 (Will)」に基づき、交換取引 (バーゲン) 性を有する法的に強制執行可能性のある「契約 (Contract)」に対する、当事者の「期待 (Expectation)」を保護し、「当事者を契約が履行されていれば置かれていたであろう地位に置く」ことによって、当事者を「填補 (Compensate)」することにある。その考え方にもっとも合致する、コモンロー上の金銭賠償の損害賠償は、「履行利益 (Expectation Damages)」であり、これが損害賠償の大原則とされる。この履行利益は、填補賠償 (Compensatory Damages) の考え方から、基本的に、予見可能性 (Foreseeability) や確実性 (Certainty) 等の要件を充足しなければならない。損害の法概念としては、大きく分けて「直接損害」と「特別損害」があるが、「履行利益」ともっとも重なり合うことが多い「直接損害」(実際損害等) が、損害の基本として認められ、「特別損害」(派生損害等) については、損害類型 (概念) や金額において一定程度の制限を受けるし、責任制限条項により救済の範囲から除外されることもある。また、コモンロー上の金銭賠償が救済として不十分 (Inadequate) な場合において、特定履行や差止めの衡平法上の救済手段が認められるが、当事者を「契約が履行されていれば置かれていたであろう地位」に置き、「約束」に対する当事者の「期待 (Expectation)」を実現するという意味では、特定履行 (や差止め) は、契約の履行 (Performance) を実現するという点において、英米法上の契約違反の救済手段のゴールに合致する救済手段であるといえよう。

■この発表 (論稿) の、米国法契約法理論における位置づけ——

*約束理論は、約束のもつ道徳的拘束力を契約の拘束力の根拠としており、当事者の意思に基づいて契約責任を認めるもの。これによれば、契約の内容そのものが当事者の義務となり、契約違反の場合には期待利益 (履行利益) を得られ、場合により特定履行を得られる。米国契約法理論のうちの伝統的理論である約束理論からは、契約違反に対して、期待利益 (履行利益) を認め、時として特定履行を認めることが、きれいに導き出され、理論付けできるということが分かった。→伝統的な約束理論に基づいて、期待利益 (履行利益) と特定履行を救済として認めるという大原則は、理論的にもとてもよく適っている。

*約束に基づかない様々な契約責任もある点、約束理論は、十分な法理とはいえないとも批判される。

・約因 (当事者の合意によって締結された契約について、法的拘束力を「約因がない」という理由で事後的に否定するものだから、約束理論・意思理論とは相容れない)、

・非良心性、

・意思がないのに客観的な意思表示の一致から認められる責任、

・当事者の黙示の意思の推認、など

→*逆に信頼理論は、期待利益 (履行利益) の賠償や特定履行といった通常の契約の法理をうまく説明できないが、当事者意思に基づかない他の契約の法理を説明することができる